

もとぶ議会だより



ハイサイ

第129号

令和4年3月23日
発行

2022年もとぶミス桜発表会



主な誌面紹介

令和3年12月定例会

- 一般質問一覧……………2
- 一般質問……………3-6
- 臨時会及び定例会審議案件一覧……………7
- 条例の制定について……………8-9
- 意見書……………10-11
- 海底火山噴火による漂流・漂着軽石について……………12

令和
3年

12月定例会一般質問議会だより掲載一覧

掲載順	質問者	質問事項
1	山川 竜 議員	1.国指定天然記念物「塩川」の保全区域について 2.軽石被害への補償・支援について 3.MaaSの導入について
2	具志堅 勉 議員	1.パークゴルフ場の誘致について 2.ゴミ収集車及びゴミ袋について 3.美らまちづくりの推進について
3	仲宗根 須磨子 議員	1.八重岳の自衛隊訓練許可について問う 2.海底火山噴火により漂着した軽石の有効利用について
4	崎浜 秀昭 議員	1.ワクチン接種・陰性証明の導入を政府は目指している。沖縄県においてその取り組みを実施しないよう要請できないか。 2.沖縄県全体が閉塞状態の時こそ自然を開放するべきではないでしょうか。

※議会だよりに掲載されている一般質問の内容は、各議員が会議録に基づいて要約したものを掲載しております。
審議案件及び一般質問の詳細につきましては本部町役場ホームページ又は議会事務局の会議録にてご確認できます。
お問い合わせ：本部町議会事務局 TEL.0980-47-2651



議会傍聴へ行こう!!

本部町議会は3月、6月、9月、12月と年4回の定例議会が開催されます。
町民多くの方にご来場いただき、傍聴くださいますようお願いいたします。

1. 国指定天然記念物「塩川」の保全区域について

2. 軽石被害への補償・支援について

3. MaaSの導入について



一般質問

山川 竜 議員

国指定天然記念物「塩川」の保全区域について

山川議員 崎本都区から要請がある表示看板の修繕スケジュールを伺う。

教育委員会事務局長 業者に発注しているレイアウトができれば、年内にも設置したい。あと、敷地・保全区域内にも木製看板がある。集落内に間違っている方が手作りした看板もある。それも踏まえ、一つずつ予算化をしながら整備できたらと思う。

山川議員 環境整備について伺う。

教育委員会事務局長 保全区域の側には民家もある。生活上支障となるものに関しては伐採をし、軽微な変更は届出が必要である。

山川議員 川底に土砂

が溜まったたり、ギンネムの木が根をはって水の流れをせきとめたりしており、以前の塩川の状態ではないと聞いている。また、以前大雨で、民家の側の道路が冠水、民家の敷地内も一部浸水したこともあった。地元の声を聞きながら、整備できないか伺う。

教育委員会事務局長 委員会の職員間でも、昔の塩川の状態ではないということもあって、どのように対処が

できるかは、県に行つて調整していきたいと考えていたところである。

軽石被害への補償・支援について

山川議員 町内の海岸・漁港への軽石漂着の現状と、被害を受けている業種について伺う。

町長 町内の海岸全てに軽石漂着が確認されている。漁業については、エンジントラブルを避ける為に出漁を自粛しており、漁業者の営業収入に影響が出て

いる状況がある。また、出漁自粛の影響で、水揚げの量が減少して、魚の競りの価格が上昇している為、町内の鮮魚店への影響も出ている。その他にも、観光業では予約のキャンセル等もあるというよう

山川議員 国や県の補助で様々な施策を行っているかと思うが、取組について伺う。

農林水産課長 県の軽石除去の委託を受け、本部町漁協の方が軽石の撤去作業を行っている。

山川議員 鮮魚店への影響や、漁業、観光業など、影響を受けている業種への支援の必要性について伺う。

町長 県の方が、今補正予算で27億円とっており、県の予算の中で漁業対策を行うということと、観光業については、別の視点から新しい事業だてをして、地域内観光を地域の皆さんが楽しめるよう、活性化を考えながら対応する。

山川議員 財源とし

て、地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業ができる臨時交付金もございます。また、ふるさと納税の使い道にも、軽石被害に関するメニューも作って頂いている為、現場の声を聞いて、支援に繋げて頂きたい。

MaaSの導入について

山川議員 地域社会のデジタル化について、本町の取組状況を伺う。

町長 最近では、キャッシュレス化の推進、MaaS事業への参加、ふるさと納税の電子感謝券の導入。来年度においては、国や県と連携しながら、さらに民間団体の力も借りながら、「(仮称)本部町DX推進計画」に着手し、その計画実現に取り組んでいきたい。

山川議員 MaaSの導入について地域での取組を伺う。

企画商工観光課長 第一交通事業社と国の事業を受けて、沖繩MaaSスマートプロ

ジェクト協議会を立ち上げており、それに参加予定である。今後、町内のコミュニティバス、現在の交通関係も調整が必要だと思う。このMaaSの導入にあたっては、複数の交通を組み合わせた移動の利便性向上や、地域の課題解決に資するような手段だと思っておりますので、観光のグリードアップに繋げていけたらと思う。

山川議員 本町は6万人が利用する離島航路がある。離島航路において、Webで船の予約や決済ができれば、観光客や地元住民に取って非常に利便性があると考える。また、年間6万人がアクセスするWebサイトができ上がるわけですから、観光情報やふるさと納税の情報発信にも繋がる。別の視点から、データを活用し観光施策に活かすという点でも、離島航路にMaaSを活用することは、本部町の観光にとって、ポイントになってくると思う。

1. パークゴルフ場の誘致について 2. ゴミ収集車及びゴミ袋について 3. 美らまちづくりの推進について



一般質問
具志堅 勉 議員

具志堅議員 八重岳頂上付近にパークゴルフ場を誘致し、町内外又は観光客を集客し健康増進と経済効果を図る事は可能か伺います。
町長 八重岳の頂上にパークゴルフ場を誘致できないかという質問でありますけれども、実は令和元年度に八重岳頂上付近を新たな観光拠点として整備する事が可能なのかという事で、調査を実施しております。頂上からの眺望を楽しむ施設、又既存の施設を活用した自然に触れる事ができるような、整備手法などの検討を行った所であります。整備を行うにあたり、クリアしなければならぬ課題が明確になってきております。当該地域においては、昭和48年に天然記念物に指定されており、開発行為

等に対しましては厳しく制限されている所であります。町と致しましては新たな観光拠点として、八重岳山頂周辺整備に大きな可能性があると認識を強く持つておりますけれども、そのような中で、今後どの程度の観光開発ができるのか。県の担当部局と継続してその調整を行ってきたいと、このように考えています。本町としましては、田空ハーソニー公園の方でグラウンド・ゴルフの整備を進めている所であります。
具志堅議員 ゴミ収集車及びゴミ袋について、朝の混み合う時間帯を避ける事は可能かという事と現在本町のゴミ袋は、大中小とありますが、小よりも小さい袋をつくる事は可能か伺います。
町長 一つ目の「朝の混み合う時間帯を避ける事が可能なか」という質問でございますけれども、特に県道84号線の渡久地から東にかけての区間で、朝の

通勤とゴミの収集時間が重なり、道路が渋滞する事については、町としても承知しております。収集を開始する時間帯を遅らせる事は難しい事から、収集ルートを変更する等して、道路の渋滞を緩和できないかどうか、検討をしてまいりたいと、このように考えております。一つ目の「小さい袋をつくる事は可能なか」の質問でございますけれども、ゴミ袋の発注は、大量に発注する事で一枚当たりの単価を下げしております。本町では、ゴミ袋の大中小を今帰仁村と合わせて発注する事でゴミ袋の単価を抑えている所でございます。現在の小よりも更に小さなゴミ袋をつくる場合においては、小のゴミ袋の数を減らさなければならぬため、袋の単価が上がることも懸念されております。どれだけの必要があるのか、又袋の単価がどの程度に推移するか等も、しっかりと調査、精査いたしました

判断していききたいとこのように考えております。
具志堅議員 美らまちづくりの推進について、本町は年2回のクリーンキャンペーンがあります。それ以上にもっと街をきれいにする考えがあるかどうか伺います。
町長 本町では、町民が環境保全への関心と理解を深め、積極的に環境保全を行う意欲を高める事を目的として、6月に地域全体で一斉清掃を行っております。又12月には教育委員会がクリーンキャンペーンを実施し、環境美化作業を通して子ども達に町を清潔に保つ意識づけを行うなどの環境美化対応を行っている所でもあります。更に各行政区、商工会、観光協会、建設業者会、建設コンサルト協会、建築設計協力会、本部町を元気にするネットワークの会、船主会、ダイビング協会、沖繩美ら島財団等、各種団体が主体的に、町内各地で随時、環境美化作

業を行っている所であります。又本町と致しましては、ボランティア活動の支援として、令和2年度に、32のボランティア団体へゴミ袋2138枚を提供しております。今後とも、町内の各種団体としっかりと連携しながら、一年を通して、美らまちづくりを推進していきたいと考えております。もう一つ付け加えますと令和3年10月1日より施行されておりますけれども、本部集落環境美化支援事業という事で、その実施要領をこしらえて、各行政区の区長の方に、行政区として美化作業をしやすいようにというようにしております。消耗品とか、重機使用料代、食料代、それから原材料代等について、各行政区に1行政区に10万円の中で対応して頂きたいと進めている所でございます。

1. 八重岳の自衛隊訓練許可について問う

2. 海底火山噴火により漂着した軽石の有効利用について



一般質問

仲宗根 須磨子 議員

町長 「通常訓練」とは

日常に使用される無線通信の訓練を指している。「電子戦訓練」とは防衛白書によると高出力の電磁波を発する事により妨害したり、相手が発する電磁波から自分を守ったり、相手の電磁波の使用方法についての情報収集をすること等と記されている。町は防衛省をはじめ、沖縄防衛局など関係機関から今回、中止となった訓練が電子戦訓練ではない事を直接報告を受けている。新聞社がどのように情報を得たのかは、本町から新聞社の方へ問い合わせられている。それに対して新聞社の方から回答は得られていない。

仲宗根議員 災害時に

町のインフラが使えなくなった場合、八重岳の無線通信が必要不可欠になってくる。それが、きちんと機能して

いるかチェックする事を「通常訓練」と言っている。だから年に数回、「通常訓練」を許可している。しかし新聞では今回、「電子戦訓練」を許可したという報道になっていない。

総務課長 今回、使用

許可申請が10月11日に出された。本町は内容を精査の上、10月25日に許可を出した。この中には電子戦という事は一切入っていない状況で、それを踏まえて許可した。11月11日に「本部町の八重岳山頂付近の町の管理地で電子戦訓練が実施される。町は使用を許可した。」という内容の新聞報道があった。私も報道があった。私もこの新聞報道を受けるまで電子戦という事は全く把握しておらず驚いた。すぐ同日の早朝に、使用申請を出している神奈川の陸上自衛隊に内容を確認したところ「電子戦訓練は行わない。そのような訓練は入っていない。念のため返答があった。念のため同午前中のうちに沖縄防衛局に確認したが「防衛省の

幕僚幹部から正式に報告させる」という事だった。この報告が午後になり「八重岳の訓練は申請書どおり通信訓練を使用した訓練である。」との事だった。「新聞で報道されている電子戦訓練はやるのか。」と聞くと「一切やらない。機材も持ち込まない。」という事であった。自衛隊が26日に八重岳に入った。責任者に問い合わせると機材も持ち込んでいないし、そのような訓練の指示も受けていないという事だった。

仲宗根議員 情報開示

請求の資料では、通常では使われない大型トラックの搬入や6人の隊員が宿営するという内容が書かれていた。これを受けて一部の人々が、これは通常訓練ではないと疑いを持った。その後八重岳で市民の方が20人程、座り込みをして自衛隊のトラックが通行するのを阻止する行動に出たといういきさつがある。その時に自衛隊の大型トラックが桜の枝を一本折ってUターン

していった。この資料の中の遵守事項に「施設環境、特に桜の枝等の損傷防止及び観光客等の係争防止に努めます。」とある。自衛隊はその事を守り、桜の枝を折ってまでこれ以上進めないとUターンしていったのか。

総務課長 今回、無理

をして桜を傷つけて訓練を行うのは控えたいという事で、その場で中止しますという報告があった。その説明を聞いた限りでは桜の枝に配慮した中止だと認識している。

仲宗根議員 本町の桜

は全国一早い桜まつりという事で多くの方に親しまれ慕われている。この桜の枝にかかる程の大きな車両をなぜ自衛隊は持ってきたのか。遵守すべき事項と書かれているからには事前に現地の状況を調べて、通常訓練ならなおさら、それに伴う小型のトラックで来るべきだったのではないか。今後、桜を守るために自衛隊に対して町からどのような申し入れをするのか伺う。

総務課長 今回の車両は通常より50cm車高が高く、そのため桜にひつかかった。今後は車両の車種、車高等も申請の際に明記し届け出てもらおうようにする。

仲宗根議員 今後、通

常訓練ではない内容を申請してきた場合に、町はどういう対応をするのか伺う。

副町長 本町としては本部町民の生命、身体、財産を守るのが役場行政としての責務だと考えている。その電子訓練の内容が、それを侵害するようなものであれば、認めるべきではないと判断する。例えば防衛局であっても町としては町行政の条例や法律に基づいて、相手と対等な立場で話し合いをすべきだと考えている。

仲宗根議員 全国的に国の言いなりになっていくような流れの中で町民の命と財産を守るために毅然とした態度で臨むというその姿勢を私は高く評価いたします。今の思いを姿勢を、これからも貫いてゆく本部町であってほしいと思います。

1. ワクチン接種・陰性証明の導入を政府は目指している。沖縄県においてその取り組みを実施しないよう要請できないか。
2. 沖縄県全体が閉塞状態の時こそ自然を開放するべきではないでしょうか。



一般質問
 崎浜 秀昭 議員

崎浜議員 ワクチン接種・陰性証明の導入を政府は目指している。沖縄県においてその導入を実施しないよう要請できないか。
町長 本町としましては、これからも未接種者が差別されないように、町民同士がお互いの置かれてる立場や、事情等を認め合いながら差別や偏見のない町づくりを推進してまいりたいと思います。
崎浜議員 現時点で本町でのコロナ感染者の数、及び副反応者の数、コロナでの死亡は何名ですか。
健康づくり推進課長 現在の集計では272名の方の感染を確認、副反応については打った後に発熱があったとか、胸が痛かったとか、

そういう話は聞きますが、現在町に副反応で届け出があった方は1名です。相談が今、2件ぐらい来ているということですが。あと亡くなった方の情報は、直接県とか、医療機関等からは入っていません。
崎浜議員 昨日、新聞報道に、沖縄県議会の文教厚生委員会が明らかにした情報が掲載されていきました。新型コロナウイルスワクチン接種後に副反応の疑いとして、県に報告された事例が8日の時点で128件あり、そのうち死亡が11件、重篤が41件だったことが13日に明らかになりました。厚生労働省は、現時点で因果関係があると、結論付けられた事例はないと、強調しておりますが、どれだけ信用できるかということですが、このワクチン接種は、臨床試験でしっかりとデータを取る余裕がないまま、緊急的処置として行わ

れたものと私は理解しています。だから副反応の原因調査が間に合わないだけではないかと思えます。このように疑いを持つている方が、未接種の中に多いと思えますが、ワクチン接種・陰性証明を提示しなければ自由な行動が制限される可能性があります。その方々を更に不安に追い込むことになると思っています。特に、スーパーなどの食料調達する場所で、接種証明の提示を求められたら、生きていくためには、ワクチンを打たざるを得なくなるということですが、そのような状況の中で、県からの要請や指導があった場合、機械的に応じるのではなく十分に配慮しなければならぬと思えますが、町長の見解を伺います。
町長 懸念がありました。ワクチン接種してない方々が生活に支障をきたすような形で、

差別的な取り扱いには絶対にならないように、そういう社会づくりを目指すのも、また、我々行政を担うものの務めだと思っておりますので、どのような状況がこようなが、生活に支障をきたすような不便はきたさないような、社会づくりをしていきたい、このことに対して声を上げながらやっていきたいと思えます。
崎浜議員 もし県から要請がありましたら、支障をきたさないように十分注意しながら、取り組んでいただきたいと思います。
崎浜議員 来年の桜祭りは実行するのか。
町長 来年の桜祭りにつきましては、本部八重岳の自然豊かな景観と、桜並木を楽しんでいただくために、昨年と同様にドライブスルー方式で、第44回本部八重岳桜祭りを開催していきたいと決定しております。

崎浜議員 自然は心を癒す力があると思えます。提案ですが、せっかく実施するわけですから、今年もドライブスルーではちよつと寂しい感じがするんですけども、もう一歩踏み込んで、コロナに負けないために出店を出したらどうかと思えますが。
町長 昨年度、ドライブスルー方式で実施したことによって、大きな方向性が出たと思っております。出店というところで、お客様を桜の森公園だけで閉じ込めるよりは、町全体に散った方がいいんじゃないかと、町全体にきたお客さんが回遊して、いろんなそば屋でそばを味わったり、ピザ屋に行ったり、記念公園に行ったり、町全体が祭り会場だという方向付けの中で、今後の桜祭りを展開した方が良いのではないかと、いろいろな、積極的な考えを持ってまいります。
崎浜議員 以上。

令和
3年

第10回本部町議会11月臨時会審議案件一覧

議案番号	件名	議案等の概要	議決の結果
報告第24号	専決処分の報告について (瀬底島一周線道路改良工事(その7))	請負代金額の変更 「60,016,000円」を「65,004,500円」へ変更	報告
議案第69号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	期末手当・勤勉手当の改正 年間の支給月数を01.5月分引下げ	原案可決
議案第70号	工事請負契約の締結について (嘉津宇具志堅線道路改良工事(その7))	契約金額:109,670,000円 契約の相手方:有限会社 比嘉建設工業	原案可決
議案第71号	令和3年度本部町一般会計補正予算について	歳入歳出それぞれ48,414,000円追加し、 歳入歳出それぞれ9,384,858,000円とする。	原案可決
意見書第6号	海底火山噴火による噴出した漂流・漂着軽石に関する意見書の提出について	10P参照	原案可決

令和
3年

第11回本部町議会12月定例会審議案件一覧

議案番号	件名	議案等の概要	議決の結果
議案第72号	あらたに生じた土地の確認について	国道449号(新本部大橋)の建設に伴い、 あらたに生じた土地の確認	原案可決
報告第73号	字の区域の変更について	国道449号(新本部大橋)の建設に伴い、 あらたに生じた土地の字への編入	原案可決
報告第74号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度本部町一般会計補正予算について)	歳入歳出それぞれ119,067,000円を追加し、 歳入歳出それぞれ9,503,925,000円とする。	原案可決
報告第75号	本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	一部の手数料の引下げに伴う改正	原案可決
報告第76号	本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	健康保険法施行令などの一部を改正する政令が公布されたこと等に伴う改正 ※3P参照	原案可決
議案第77号	本部町農水産業担い手支援住宅の設置及び管理に関する条例の制定について	本部町農水産業担い手支援住宅の設置及び管理について必要な事項を定めるため	原案可決
議案第78号	本部長子ども医療費助成支給条例の一部を改正する条例の制定について	本部町子ども医療費助成の通院対象年齢を中学校卒業までへと拡大するため ※4P参照	原案可決
議案第79号	本部町保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	自営業や非正規雇用の母親の出産により 出産対象児の兄(姉)の継続入所保育の必要条件に「みなし育休」を加える改正	原案可決
議案第80号	本部町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和4年4月1日に開所予定の「かみもとぶ 放課後児童クラブ」の現行条例への追加	原案可決
議案第81号	かみもとぶ放課後児童クラブの指定管理者の指定について	指定管理者:特定非営利活動法人 JHC共生の杜 指定期間:令和4年4月1日～令和9年3月1日	原案可決
議案第82号	町道の路線変更について	国道449号と町道健堅本部落線の道路改良に伴う変更	原案可決
議案第83号	町道の路線認定について	国道449号と町道健堅本部落線の路線変更に伴い、 同町道の一部区間を廃止し、これに代わる路線の認定	原案可決
議案第84号	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について	沖縄県町村交通災害共済組合を解散することについて構成団体と協議するため	原案可決
議案第85号	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴い財産を処分することについて構成団体と協議するため	原案可決
議案第86号	沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について	沖縄県市町村総合事務組合規約の一部変更に関する協議について	原案可決
議案第87号	令和3年度本部町一般会計補正予算について	歳入歳出それぞれ28,187,000円を追加し、 歳入歳出それぞれ9,532,112,000円とする。	原案可決
議案第88号	令和3年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について	歳入歳出それぞれ3,211,000円を追加し、 歳入歳出それぞれ2,042,548円とする。	原案可決
議案第89号	令和3年度本部町公共下水道特別会計補正予算について	使用料及び手数料へ一般会計より 64,007,000円繰入	原案可決
意見書第7号	離島振興法の改正・延長を求める意見書について	11P参照	原案可決



本部町国民健康保険条例の一部を改正する 条例の制定について

提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第222号)が令和3年8月4日に公布されたこと等に伴い、本部町国民健康保険条例(昭和47年本部町条例第57号)の一部を改正する必要がある。

主な改正概要

1. 出産育児一時金基本額の引き上げ 40.4万円 → 40.8万円(条例で改正)
2. 産科医療補償掛金加算額の引き下げ 1.6万円 → 1.2万円(規則で改正)

出産育児一時金の支給額について、産科医療補償制度掛金の引き下げに伴い、同制度に加入している医療機関等で分娩する場合に加算する当該額を引き下げて、出産育児一時金の基本額は引き上げることによって、加算後の支給総額42万円の維持を図る。

	〈改正前42万円〉	→	〈改正後42万円〉
出産育児一時金基本額	40.4万円		40.8万円
産科医療補償掛金加算	1.6万円		1.2万円

【出産育児一時金とは】

出産育児一時金とは、被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額を支給する制度

$$\text{支給額} = \text{出産育児一時金} + \text{産科医療補償制度の掛金加算} \\ \text{(医療機関が加入している場合)}$$

【産科医療補償制度とは】

医療機関が加入するもので、分娩に関連して重度脳性麻痺となった赤ちゃんにご家族の経済的負担を補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、再発防止および産科医療の向上を図る制度



議案 第78号

本部町こども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

こども医療費制度については、子育て支援の観点から制度の充実を図るため、令和4年4月診療分から、県のこども医療費助成の通院補助対象年齢が中学校卒業まで拡大される。これに伴い、本部町こども医療費助成の通院対象年齢も中学校卒業まで拡大し、また、保護者の利便性を考慮し、現物給付により助成を行うため条例を改正する必要がある。

改正概要

- ・通院の助成対象年齢を中学校卒業まで拡大。
- ・給付方法を現物給付とする。

〈現行〉

〈改正後〉

	未就学児	小学生	中学生		未就学児	小学生	中学生
入院	現物給付	自動償還		→	入院	現物給付	
通院					通院		

【自動償還とは】

制度を導入している沖縄県内の医療機関(歯科・調剤薬局を含む)での診療後、窓口で医療費の支払いを行い、その後、役場での助成金申請手続(領収書の提出)をする必要はなく、後日、助成金が登録された受給者の口座へ振り込まれます。

【現物給付とは】

制度を導入している沖縄県内の医療機関(歯科・調剤薬局を含む)で受診の際、健康保険適用分の医療費の自己負担額について支払うことなく、医療を受けることができます。医療費は、町が沖縄県国民健康保険団体連合会を通じて医療機関に支払います。



令和3年第10回本部町臨時会において意見書 第6号「海底火山噴火による漂流・漂着軽石に 関する意見書」が可決されました。

海底火山噴火による漂流・漂着軽石に関する意見書

今年8月、小笠原諸島・硫黄島近海の海底火山の噴火により噴出した軽石が、海流の影響によって沖縄本島及び周辺離島の漁港・海岸及び河川など大量に漂着し漁業や観光業及び周辺離島航路に多大な影響を及ぼしている。

今後も北風の影響により漂流軽石の更なる漂着が予想され、本町への被害は拡大していくものと考えられる。

次々に押し寄せてくる漂流軽石問題はとても深刻で、漁港内に漂流・漂着した軽石の影響で漁業者が出航することが出来なくなったり、養殖モズク・海ブドウ等の収量減少、養殖マグロの死亡・成長異常が発生する恐れがあり、水産業者の落胆は計り知れない。

また、漂流・漂着軽石の影響による景観悪化に伴い、ホテル宿泊客やマリンレジャー体験のキャンセルが出る影響が出ている。特に本町では本部港や渡久地港といった離島の人々の本島への唯一の交通手段であったり、生活必需品を運搬する物流機能の役割を担う離島航路が2ヶ所あり、生活や人命にも影響を及ぼすかも知れず、さらに多方面への被害が拡大しないか危惧している。漂流・漂着軽石の影響は見通しが立たず、住民生活に大きな問題となっており、漂流・漂着軽石で被害に被っている方々の生計と日常生活を守るために迅速な対応と支援対策が求められている。

このような状況であることから、本町議会は下記事項について早急な対応を求める。

記

1. 漂流・漂着軽石の現状把握はもとより、経路の予測を行い、被害を最小限に抑えること。
2. 漂流・漂着軽石により損害を被った個人や事業者への補償を行うこと。
3. 漁港や海岸及び離島航路に漂流・漂着した軽石の除去及び新たな軽石の進入防止を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年11月19日
沖縄県本部町議会

宛先

内閣総理大臣、内閣官房長官、国土交通大臣、農林水産大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事

令和3年第11回本部町定例会において意見書 第7号「離島振興法の改正・延長を求める意見 書」が可決されました。

離島振興法の改正・延長を求める意見書

離島においては、昭和28年に離島振興法が制定されて以来、離島振興政策が推進され、生活条件の改善、産業基盤の整備等を中心とする社会資本の形成が大きく進展した。

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全とあわせて、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている。

しかしながら、離島においては、厳しい自然的・社会的条件の下、人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、医療提供体制や産業基盤、生活環境等が脆弱といった本土との地域格差は、引き続き対応すべき課題である。また、人口減少や高齢化が進展するとともに、基幹産業である一次産業の停滞など、離島をめぐる状況は依然として厳しく、一層強力で離島振興政策を推進していく必要がある。

よって、国においては、現行の離島振興法が令和4年度末をもって失効することから、抜本改正の上、恒久法化も視野に入れて延長されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月17日
沖縄県本部町議会

宛先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、内閣官房長官

海底火山噴火による 漂流・漂着軽石について

令和3年11月8日、本部町より本部町議会議員に対して海底火山噴火による漂流・漂着軽石に対する説明会が行われました。

町長より以下の報告がなされた。

10月17日には、地域住民から役場へ軽石漂着の情報があり、町内各海岸への現地調査を行った。26日には、役場内プロジェクトチームが設置され、各課の情報共有を強化。同時に、関係団体との情報共有をする為、本部町軽石漂着対策会議を設立した。軽石除去作業やオイルフェンス設置の確認の為、町長が国頭村の漁港へ視察に行った。

被害状況の報告では、漁港内へ侵入した軽石や、海ぶどう養殖場で取水したものに軽石が混入している状況が報告された。軽石除去については、地域住民・各種団体及びボランティアにより、海岸や漁港での軽石除去作業が行われていることの報告と、感謝の意が述べられた。その他にも、漁港や北部農林水産課と連携をとり、被害状況確認や、対策にあたっていること、支援等についての報告もされた。



編集後記

ハイサイ グスーヨー
チユウウガナビラ
季節も、だんだんと温かくなってきました。町民の皆様はいかがお過ごしでしょうか。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種も3回目となっております。県内の感染拡大が高止まりの状況になっています。なかなか終息する兆しが見えません。感染予防を徹底して健康づくりを行い楽しく日常生活を過ごしましょう。

昨年の8月に海底火山の噴火が起きその漂流・漂着軽石による水産業・海運業・観光業の被害拡大に対して国、県の迅速な対応と支援を求める意見書と離島振興法の改正・延長を求める意見書が採択されました。

これからも議会だより「ハイサイ」紙面にて議会活動を丁寧にお伝えいたします。町民の皆様の声を議会へお寄せ下さい。皆様のご支援とご協力をお願い致します。

議会広報委員
具志堅 正英

もとぶ議会だより

ハイサイ第129号

発行 本部町議会

編集 本部町議会広報

調査特別委員会